

議会運営委員会 H28.4.20(水)

開 会 16:41
散 会 16:50

1. 委員会構成について

(1) 常任委員会の名称、定数及び所管事項について

- 理事会における申し合わせのとおり、2月定例県議会で改正した委員会条例のとおりと申し合わされた。

(2) 特別委員会の名称、定数及び付議事件について

- 理事会における申し合わせのとおり、資料1のとおりと申し合わされた。
- 有明玄海・環境対策特別委員会、交通・観光対策等特別委員会、さが創生対策特別委員会、原子力安全対策等特別委員会、佐賀空港問題等特別委員会の廃止、有明玄海・TPP対策等特別委員会、原子力安全対策等特別委員会、佐賀空港・新幹線問題等特別委員会の設置にあたっては、本会議において所要の手続きをとることが確認された。

(3) 議会運営委員会の定数及び会派別人員割等について

- 理事会における申し合わせのとおり、現行どおり、定数は11人、会派別人員割は、自由民主党7人、県民ネットワーク2人、諸会派2人とすることが申し合わされた。
- 議会運営委員会理事会の構成については、理事会における申し合わせのとおり、委員長、副委員長、自由民主党1人、県民ネットワーク1人、(議長、副議長はオブザーバーとして出席)とすることが申し合わされた。

(4) 常任委員会委員の割り振りについて

- 理事会における申し合わせのとおり、県民ネットワークは1委員会に1人ずつ、諸会派は3委員会に2人ずつ、1委員会に1人とし、残りは自由民主党に割り振ることが申し合わされた。

- 欠員が生じる常任委員会は、総務常任委員会、及び文教厚生常任委員会でそれぞれ1人とすることが確認された。

(5) 特別委員会委員の割り振りについて

- 理事会における申し合わせのとおり、県民ネットワークは1委員会に2人、2委員会に1人ずつ、諸会派は1委員会に3人、2委員会に2人ずつ、残りは自由民主党に割り振ることが申し合わされた。

- 欠員が生じる特別委員会は、自由民主党に一任することが確認された。

2. 議会の役職の割り振りについて

(1) 正副委員長の割り振りについて

- 理事会における申し合わせのとおり、県民ネットワークに常任委員会副委員長を2人、諸会派に常任委員会副委員長を1人、残りを自由民主党に割り振ることが申し合わされた。

(2) 監査委員の推薦について

- 理事会における申し合わせのとおり、自由民主党から1人推薦することが申し合わされた。

(3) 競馬組合議会議員の選出について

- 理事会における申し合わせのとおり、自由民主党から3人選出することが申し合わされた。

3. 甲第31号議案の取り扱いについて

- 理事会における申し合わせのとおり、最終日（4月21日）の本会議において上程のうえ、提出者説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、ただちに採決することが申し合わされた。

4. 議会改革検討委員会の協議結果について

- 議会改革検討委員会の桃崎峰人委員長から報告が行われ、資料2のとおりと申し合わされた。
- 県民ネットワークの藤崎輝樹理事が、「特に懇談会費については、厳格な運用を条件とする点を、議員各位に改めて確認していただきたい、という意見が会派内から出たので、申し添える。」と発言された。

5. その他

- なし。

6. 執行部発言の有(無)

特別委員会の名称、定数及び付議事件(案)

名 称	定数	付 議 事 件
有明玄海・TPP対策等特別委員会	12	海洋環境の保全、水産資源の確保、環境対策及びTPP交渉に係る影響やその対策に関する諸問題の調査に関する件
原子力安全対策等特別委員会	12	原子力安全、防災・危機管理対策及びエネルギー対策に関する諸問題の調査に関する件
佐賀空港・新幹線問題等特別委員会	12	自衛隊等による佐賀空港使用、佐賀空港の利活用、九州新幹線に関する諸問題の調査に関する件

議会改革検討委員会協議結果報告書

本委員会では、平成二十四年四月の議会改革検討委員会の報告書にある「一定期間を経過した時点で検証する」との決定に基づき、政務活動費のあり方や使途基準の見直しなどについて、平成二十七年九月十日の第一回から平成二十八年四月十九日の第十回まで協議を重ねた結果、左記のとおり決定しましたのでお知らせします。

記

○政務活動の透明性向上の観点から、会派の収支報告書を県のホームページに公開する。

○政務活動費の充当を認めている活動諸費を改廃する。

県内 三千元/日額を千五百円/日額に改める。

県外 三千元/日額を廃止する。

○政務活動費の充当を認める次の項目を創設する。

・ 自家用車（リース車を含む）を使用する場合の燃料費等（三十円/キロ）

・ 県外の調査研究活動等に伴う諸経費（目的地内の移動経費等）

・ 調査研究活動等に関係する会合などと一体性・連続性のある懇談会費

（五千元/回を限度）

○事務所費の「光熱費」に「上下水道費」を加える。

○実施時期は、平成二十八年五月一日からとする。

なお、政務活動費のあり方や使途基準については、一定期間を経過した時点で、検証を行うこととする。

平成二十八年 四月十九日

議会改革検討委員会委員長 桃崎峰



佐賀県議会議長 中倉政義 様